

令和3年度 随意契約の公表（水道局）

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和3年10月1日から令和4年3月31日までの随意契約
【水道局】

| 担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 契約金額 (円) | 随意契約によることとした理由 |
|-----------|---------------------------|------------|----------------------|---------------------|-------------|---|
| 経営総務課 | 入退室管理設備部品交換業務 | 令和4年1月4日 | パナソニックLSエンジニアリング株式会社 | 大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号 | 3,278,000 | 当該業務の対象設備は、庁舎のセキュリティを担っている重要な設備であり、当該業務を遂行するためには、入退室管理設備について、専門的な知識及び技術を有していること、緊急の事故が発生した場合に迅速かつ的確に診断し、対処することが求められることから、当該設備のメーカー業者を相手方として随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) |
| お客さまサービス課 | 水道料金システムサーバー等機器一式購入 | 令和3年11月10日 | 株式会社ピーエスシー | 大阪府大阪市中央区高麗橋三丁目2番7号 | 27,258,825 | 当該業務について一般競争入札を実施したが第一回入札は予定価格制限内の者がおらず、直ちに再入札を行ったところ、1社が辞退したことにより入札参加者の数が2に満たず不調となったため、応札した事業者と価格交渉を行い、合意を得たことから随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号) |
| 施設整備課 | 令和3年度高安受水場配水棟小型無停電電源装置の購入 | 令和3年10月21日 | 東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社 | 大阪市北区角田町8番1号 | 1,980,000 | 当該対象機器は、停電時に水運用に支障が出ないよう監視システム、計装設備、ポンプの制御電源を一時的に普及するものである。持続可能な安定給水を図るため、必要不可欠であることから更新を行うのですが、本件を遂行するためには、既設CVCF負荷のPCS-DS設備の作業前後の試運転を含めた処置も発生することから既設設備の扱いに精通したメーカーを相手方として随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) |
| 施設整備課 | 令和3年度高安受水場他テレメータ装置点検業務 | 令和3年11月9日 | 東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社 | 大阪市北区角田町8番1号 | 1,595,000 | 当該業務の対象機器は、専門的な知識・技術を有していることに加えて各施設の状況及び既設のテレメータシステム等に精通している必要があり、作業時間が限定的であることから、競争入札に付することは適当でないことから、相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) |
| 施設整備課 | 令和3年度無試薬残留塩素計点検業務（その1） | 令和3年11月29日 | 横手産業株式会社 | 大阪市淀川区西中島四丁目2番21号 | 1,122,000 | 当該業務の対象機器は、専門的な知識・技術を有していることに加えて既存の機器に精通していることが必要であり、競争入札に付することは適当でないことから、相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) |

令和3年度 随意契約の公表（水道局）

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和3年10月1日から令和4年3月31日までの随意契約
【水道局】

| 担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 契約金額 (円) | 随意契約によることとした理由 |
|-------|--------------------------------|------------|-----------|---------------|-------------|---|
| 施設整備課 | 令和3年度無試薬 残留塩素計点検業 務（その2） | 令和3年12月13日 | 向洋電機株式会社 | 吹田市江の木町20番15番 | 1,386,000 | 当該業務の対象機器は、専門的な知識・技術を有していることに加えて既存の機器に精通していることが必要であり、競争入札に付することは適当でないことから、相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号) |